

甲 個 審 答 申 第 6 2 号
令和4年(2022年)10月21日

甲賀市長 岩 永 裕 貴 様

甲賀市個人情報保護審議会
会長 西 村 泰 雄

甲賀市における個人情報保護制度のあり方について（答申）

令和4年（2022年）10月17日付け甲総務第313号で諮問された事項について、別紙のとおり甲賀市個人情報保護審議会としての意見をまとめましたので答申します。

甲賀市における個人情報保護制度のあり方について
(答申)

令和4年10月

甲賀市個人情報保護審議会

目 次

I	答申にあたって	1
II	個人情報保護に関する法律を根拠として条例で定める必要がある事項について	
1	開示請求に係る手数料	2
2	行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料	2
III	個人情報保護に関する法律を根拠として条例で定めることが許容されている事項について	
1	開示決定等の期間	3
2	審議会への諮問について	4
3	個人情報ファイル簿の新設（個人情報取扱事務登録簿の廃止）	5
4	条例要配慮個人情報を条例で定める必要性	6
5	開示請求等における不開示情報の範囲について （情報公開条例との整合）	7
6	運用状況の公表	7
	資料	
1	甲賀市個人情報保護制度の見直しについて（諮問）	9
2	甲賀市個人情報保護審議会委員名簿	14
3	審議経過	14

I 答申にあたって

地方公共団体における個人情報保護制度については、国によって個人情報保護法制が整備される以前から、多くの団体において条例が制定され、先導的に運用が図られてきた。甲賀市においても、市制施行と同時に甲賀市個人情報保護条例を制定して以来、市が保有する個人情報の取扱いの基本的事項を定め、市民の権利利益の保護に資するよう、各実施機関における個人情報の適正な収集、保管、利用等に取り組んできた。

一方、国においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立、個人情報の保護に関する国際的な制度調和等を図るため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正により、従来、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等についての規律が対象ごとに分かれていたものを個人情報保護法に一元化し、全体の所管についても国の個人情報保護委員会に集約されることとなった。なお、改正法施行後も、地方公共団体等が地域の課題に対処するため、一部の事項については、法律の範囲内で、地域の実情に応じ各地方公共団体の条例により措置を講じることが許容されている。

審議会では、今後の甲賀市の個人情報保護制度のあり方について検討するに当たり、個人情報保護法改正による全国的な共通ルール化の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護法の施行に関する条例のあり方について検討を行った。具体的には、改正法において、条例により定めるものとしている事項として開示請求及び行政機関等匿名加工情報の提供制度に係る手数料の額について、条例で定めることを妨げないとしている事項として開示決定等の期限、審議会への諮問事項、個人情報ファイル簿の新設(個人情報事務取扱登録簿の廃止)、条例要配慮個人情報を条例で定める必要性、開示請求等における不開示情報の範囲等についてそれぞれ検討を行った。

これらの検討の結果を、次のとおり審議会の意見として答申する。

令和4年10月21日

甲賀市個人情報保護審議会

会長 西村 泰雄

II 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）を根拠として条例で定める必要がある事項について

1 開示請求に係る手数料（法第89条第2項）

開示請求に係る手数料の額は現行どおり無料とし、実費相当の費用を徴収することが適当である。

- ① 地方公共団体に対する開示請求に係る手数料については、その額を条例で定めること（法第89条第2項）とされており、手数料を無料とする場合にあってはその旨定める必要があるとされている。
- ② 現行の甲賀市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）では、開示請求に係る手数料の額を無料とし、対象となる行政文書の写し等の交付に要する費用については、実費相当を徴収することとしている（現行条例第42条）。実費相当の額については、複写機により写しを作成する場合にはA4判、A3判等の白黒では1枚10円、カラーでは1枚50円、その他の方法により写し又は複製を作成する場合には当該作成に要する費用とされている（甲賀市個人情報保護条例施行規則第22条、甲賀市情報公開条例施行規則第7条）。
- ③ 甲賀市では、開示に当たり、これまで行政文書の写し等に係る実費相当のみを徴収してきたが、このたびの法の直接適用を受けることによって、開示手続に伴う費用負担が増減する要因は認められないこと、また、開示請求制度が自己情報コントロール権という重要な権利に関するものであることから、現行条例どおり規定するのが適当である。

2 行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料（法119条第3項及び第4項）

行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料は、行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入時に検討するのが適当である。

- ① 行政機関等匿名加工情報とは、行政機関が保有する個人情報について、特

定の個人を識別することができないよう加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報（法第60条第3項）である。法に基づき、都道府県及び政令指定都市においては行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入が義務付けられているものの、その他の市町村については、当分の間、同制度の導入は任意であり、導入の義務を課せられていない（法附則第7条、法第111条）。

② 行政機関等匿名加工情報の提供制度が運用された実績が全国的にも乏しい（甲賀市における需要も現時点でない）という状況からすると、行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入に当たっては、甲賀市における需要の有無と導入により生じる事務作業量などを考慮しながら、検討することが望ましいといえる。

③ 行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料にあつては、上記導入の是非について検討し、導入することを決定してから検討するのが適当である。

Ⅲ 法を根拠として条例で定めることが許容されている事項について

1 開示決定等の期間（法第108条）

開示請求に係る決定期間を現行どおり15日以内とするのが適当である。

① 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續に関する事項について、法の規定に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられないとしている（法第108条）。

② 開示等決定の期間については、法では開示決定の期間は30日以内と規定している（法第83条第1項）が、現行条例では、開示決定の期間は15日以内と規定されている（現行条例第20条第1項）。

③ 令和3年度の実績として開示等決定までに要した日は11日とのことであ

り、実施機関の決定の期間として15日あれば、概ね事務処理が可能であることが認められること、また、実施機関の事務手続上、特に支障が生じている事情も見られないことから、現行の15日以内を維持することが適当である。

2 審議会への諮問について（法第108条及び第129条）

現行の体制と同様に、開示決定等に係る行政不服審査法に基づく審査請求があったとき、また、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を特に聴く必要があるときは、審議会に諮問する旨規定するのが適当である。

- ① 審査請求の手続に関する事項について、法や行政不服審査法の規定に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられないとしている（法第108条）。
- ② 現行条例では、開示決定等に対する審査請求があった場合、審査庁からの諮問に応じて甲賀市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）において、開示決定等の妥当性について審議している（現行条例第30条第1項及び第33条第1項）。
- ③ 法では、審査庁の裁決の客観性・公正性を高めるため、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に諮問しなければならないとしている（法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項）。
- ④ 現行条例における審議会は常設されており、法の直接適用後においても、個人情報の開示決定等に対する事務に精通した委員により審査請求の妥当性について審議し答申を行うため、引き続き常設の附属機関として審議会を置くのが適当である。
- ⑤ また、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見

を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会等に諮問することができるとしている（法第129条）。ただし、審議会等への諮問は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、特に必要であると認められるときに限り行うことができるとされており、現行条例のもとで諮問することとされている要配慮個人情報の取扱い、本人外収集、保有個人情報の目的外利用及び外部提供並びにオンライン結合に関して、類型的に審議会等への諮問を要件とする旨規定することが許容されないこととなっている。

⑥ 一方で、現行条例では、この条例による制度の適正かつ円滑な運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べるができる（現行条例第33条第7項）とされており、この規定により条例の重要な改廃等個人情報保護法制の重要な事項について審議しており、このような機能は法の直接適用を受けた後も不可欠であるものと認められる。

⑦ 以上のことから、法の直接適用を受けた後も引き続き、個人情報保護制度に関する重要事項等について、また、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに、実施機関からの諮問に応じて、専門的知識を活かして公正に審議する第三者機関として、審議会を設置することが適当である。

3 個人情報ファイル簿の新設（個人情報取扱事務登録簿の廃止）（法第75条第5項）

個人情報ファイル簿が作成されることに伴い、現行の個人情報取扱事務登録簿は廃止する。

① 現行条例では、甲賀市においてどのような個人情報を保有しているのかを明らかにするため、個人情報取扱事務の名称、目的、対象者の範囲、記録項目、要配慮個人情報が含まれるときはその旨、収集方法等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供することとしている（現行条例第6条）。

② 法の直接適用を受けることになれば、新たに本人の数が1000人以上の個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録範囲、記録情報の収集方法、要配慮個人情報が含まれるときはその旨等を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられることになる（法第75条第1項）。一方で、個人情報ファイル簿に加えて、引き続き個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能としている（法第75条第5項）。

③ したがって、個人情報ファイル簿によって、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようになるのであれば、個人情報ファイル簿に加え同ファイル簿と同内容が記載されている個人情報取扱事務登録簿を作成する必要性はないため、廃止することが妥当である。

4 条例要配慮個人情報を条例で定める必要性（法第60条第5項）

条例要配慮個人情報については、法で規定された情報項目以外に、条例で定めなければならない情報項目は、現時点では特に見受けられない。

① 法における要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の履歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報である（法第2条第3項）。

② 法では、地域の特性その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものについて、地方公共団体が条例で定めることにより、条例要配慮個人情報として追加できる旨規定されている（法第60条第5項）。

③ しかしながら、現行条例における要配慮個人情報は、法の規定と同等の定義としていること（現行条例第2条第3号）、また、地域の特性その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにそ

の取扱いに特に配慮を要するものは現時点では見当たらないことから、条例で定めなければならない情報項目は、現時点では特に見受けられない。

5 開示請求等における不開示情報の範囲について（情報公開条例との整合）（法第78条第2項）

条例で定めなければならない不開示情報は、特に見受けられない。

- ① 法では、行政機関情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているものについて条例で定めることにより、当該情報公開条例との整合性を確保することができる旨規定されている（法第78条第2項）。
- ② 法において規定される不開示情報と甲賀市情報公開条例において規定されている非公開情報とを比較すると、表現上の違いがあるものの概ね同内容が規定されている。
- ③ したがって、条例で定めなければならない不開示情報は、特に見受けられない。

6 運用状況の公表

現行条例の運用状況の公表制度については、法の直接適用を受けた後も引き続き実施することが適当である。

- ① 法では、委員会（内閣府設置法第49条第3項の規定による個人情報保護委員会をいう。）は、毎年度、各行政機関から報告を受けた法の施行の状況について取りまとめた上、その概要を公表するものとされている（法165条第2項）。
- ② 一方で、法において、各行政機関が法の施行の状況について公表する旨の規定はない。

- ③ 個人情報保護事業における甲賀市の主体的な公表体制を確保することは、個人情報保護制度の適正な運営に資すると考えられることから、引き続き運用状況を公表することが適当である。

参考資料

1 諮問書（写し）

甲 総 務 第 313 号
令和4年（2022年）10月17日

甲賀市個人情報保護審議会会長 様

甲賀市長 岩永 裕貴

個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

甲賀市個人情報保護条例第33条第7項の規定に基づき審議会の意見を聴かせていただきたいことから、下記のとおり諮問します。

記

諮問事項

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて

諮問理由

甲賀市では、平成16年に甲賀市個人情報保護条例を制定して以来、市が保有する個人情報の取扱いの基本的事項を定め、市民の権利利益の保護に資するよう、各実施機関における個人情報の適正な収集、保管、利用等に努めてきたところです。

一方、国においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立、個人情報の保護に関する国際的な制度調和等を図るため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の一部改正により、従来、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等についての規律が対象ごとに分かれていたものを個人情報保護法に一元化し、全体の所管についても国の個人情報保護委員会に集約されることとなりました。

一部改正される個人情報保護法の地方公共団体に係る規定は令和5年4月1日に施行され、全国統一ルールの下、本市の個人情報保護制度も運用されていくこととなりますが、一部の事項については、地域の実情に応じ各地方公共団体の条例で定め得るものとされています。

ついては、現行の「甲賀市個人情報保護条例」を廃止し、個人情報保護法の施行に当たり定め得る事項を規定するための「甲賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するに当たり、専門的知見に基づく調査審議をいただきたく、甲賀市個人情報保護審議会に諮問するものです。

諮問内容

別紙のとおり。

【別紙】

1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）において条例に定めることが想定され、委任規定が設けられている事項について

(1) 開示請求手数料（法第89条第2項）

地方公共団体に対する開示請求については、手数料の額を条例で定める（手数料無料も含む。）こととされています。

甲賀市個人情報保護条例（平成16年甲賀市条例第16号。以下「現行条例」という。）では手数料を徴収していないため、甲賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）において手数料の額は「無料」である旨規定し、現行と同様に写しの交付に係る実費を徴収します。

(2) 行政機関等匿名加工情報の提供制度に係る手数料（法119条第3項及び第4項）

「行政機関等匿名加工情報」とは、行政機関が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないよう加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報です。

改正法に基づき、都道府県及び政令指定都市においては民間の研究機関等民間事業者への提供が義務付けられます。しかし、その他の市町村については、当分の間、制度導入は任意であり、義務を課せられていません。

本市では、これまで提供制度に関する問合せはなく、現時点で需要が見込まれないため、本制度の導入を見送ることとし、手数料に関する規定は設けない予定です。制度導入の時期については、今後検討してまいります。

2 法において条例に定めることが許容されている事項について

(1) 開示請求等の手続（開示決定等の期限）（法第107条第2項及び第108条）

法では、保有個人情報開示請求から開示決定等まで30日間、期間延長を最大で30日間の合計60日間としており、現行条例の開示決定等まで15日間、期間延長を最大で30日間の合計45日間より日数が増えておりますが、本市の運用実績として、期限内に処理できなかった事例はないことを踏まえ、施行条例には現行条例と同じ日数を規定します。

(2) 審議会への諮問について（法第129条）

本市が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を特に聴く必要があるときは、甲賀市個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）に諮問することとします。また、現行の体制と同様に、開示決定等に係る行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審議会に諮問します。

現行条例のもとでは、要配慮個人情報の取扱い、本人外収集、保有個人情報の目的外利用及びオンライン結合に関して、審議会に諮問することとなっていますが、法ではこれらの諮問を規定することが許容されないこととなっています。

改正後の法のもとでは、オンラインに限らず、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。そして、地方公共団体は、地方公共団体の機関、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、国の個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができることとされています。

(3) 個人情報ファイル簿の新設（個人情報事務登録簿の廃止）（法第75条第5項）

法では、市の個人情報の利用状況について、「個人情報ファイル簿」を作成して公表することを定めています。

現行条例では、「個人情報取扱事務登録簿」の制度を運用していますが、法の規定により個人情報ファイル簿による作成・公表を行っていくことから、個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の届出）の作成・公表は行わず、施行条例に定めを置きません。

(4) 条例要配慮個人情報を条例で定める必要性（法第60条第5項）

法における要配慮個人情報とは、①人種、②信条、③社会的身分、④病歴、⑤犯罪の履歴、⑥犯罪被害の事実、⑦障がいのあること、⑧健康診断の結果、⑨医師等による指導又は診療内容、⑩被疑者又は被告人として逮捕、捜索等刑事事件に関する手続きが行われたこと、⑪少年の保護事件に関する手続きが行われていたこと、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令等で定められた情報です。特段の地域的な事情等がある場合、市独自の条例要配慮個人情報を規定することができますが、現行条例における「要配慮個人情報」は、法の規定と同等の定義としていることから、独自の項目は規定しません。

(5) 開示請求等における不開示情報の範囲について（情報公開条例との整合性）（法第78条第2項）

甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号）の非開示範囲との整合を取ることができる規定ではありますが、現行条例と法との規定に表現上の違いがあるものの実質的な違いはなく、特段手立てを講じる必要はありません。

3 その他の事項について

(1) 死者の情報の取扱いについて

現行条例において個人情報は「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と定義され、その中には死者の情報も含まれています。法では、個人情報として定義づけられているのが「生存する個人に関する情報」となります

が、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人による開示請求の対象となるとされています。(ただし、開示請求があった際に、対象文書内に開示請求者以外の個人に関する情報であって、死者に関する情報が含まれている場合は、第三者情報として不開示となります。)

(2) 運用状況の公表

現行条例においては、個人情報ファイルの届出件数及び開示等請求の件数等、現行条例の運用状況を毎年公表することが定められていますが、法においては、公表する義務は定められていません。

この点、個人情報保護事業における本市の主体的な公表体制を確保することは、個人情報保護制度の適正な運営に資すると考えられることから、引き続き運用状況を公表することとします。

(3) 罰則規定

審議会を設置するに当たり、委員が調査審議において知り得た秘密に係る守秘義務違反があった場合に、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する旨、規定を置きます。

4 甲賀市個人情報の保護に関する法律施行条例案の概要について

施行条例の案として、以下のとおり規定を設ける予定をしております。

甲賀市個人情報の保護に関する法律施行条例案（概要）

(趣旨)

第1条 趣旨規定として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の適用を受けて、甲賀市が個人情報を取り扱うことに関し必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第2条 定義規定として、条例の対象となる「実施機関」を明確にするとともに、条例で使用する用語が法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例によることとします。

(開示請求に係る手数料)

第3条 開示請求の手数料について、現在の運用のとおりに手数料を無料とし、コピー代、郵送代等については実費を徴収することとします。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等の期限を現行条例の規定のとおりに15日以内とします（法で定める期間は30日。）。)

(開示決定等の期限の特例)

第5条 前条において法に規定する30日を15日と短縮したことに伴い、開示請求に係る個人情報著しく大量な場合の期限の特例について、法に規定する60日を45日に短縮します。

(個人情報保護審議会の設置等)

第6条 開示決定等に係る審査請求又は個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合における諮問に応じ、調査審議するため、甲賀市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置し、委員の定数、任期、守秘義務規定を設けます。

(調査権限)

第7条 審議会は、開示決定等に係る審査請求の調査審議に当たり、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる旨を規定します。また、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書若しくは資料の提出又は事実を陳述させることができる旨を規定します。

(意見の陳述)

第8条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、口頭意見陳述の機会を与えることを規定します。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる旨を規定します。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審議会は、提出があった意見書又は資料の写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付する旨、審査請求人等が意見書又は資料の閲覧を求めることができる旨を規定します。

(調査審議手続の非公開)

第11条 開示決定等に係る審査請求における審議会の手続は、公開しない旨規定します。

(運用状況の公表)

第12条 実施機関は、毎年、法及びこの条例の運用状況について公表する旨を規定します。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定します。

(罰則)

第14条 委員の守秘義務違反について、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する旨を規定します。

付 則

- (1) 施行期日を令和5年4月1日とします。
- (2) 甲賀市個人情報保護条例（平成16年甲賀市条例第16号。以下「旧条例」という。）を廃止します。
- (3) 旧条例の廃止に伴い、甲賀市かもしか荘条例（平成17年甲賀市条例第60号）、甲賀市あいの土山都市との交流センター条例（平成17年甲賀市条例第61号）及び甲賀市公文書等の管理に関する条例（令和3年甲賀市条例第10号）の一部を改正します。
- (4) 旧条例において個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、施行後もなお従前の例によることを規定します。
- (5) 旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例によることを規定します。
- (6) 旧条例第44条の規定は、令和5年6月30日までの間、なおその効力を有することを規定します。
- (7) 旧条例に規定する保有個人情報を含む情報の集合物を体系的に構成したものについて、施行後に実施機関の職員である者等が提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する旨を規定します。
- (8) 旧条例に規定する保有個人情報を施行後に実施機関の職員である者等が自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する旨を規定します。

2 甲賀市個人情報保護審議会委員名簿（50音順）

	池元 優子	司法書士
	石田 龍司	調停委員
会 長	西村 泰雄	
	山本 久子	弁護士
副会長	渡邊 暁彦	滋賀大学教授

3 審議経過

第1回 令和4年10月21日 条例見直し検討